

(公 印 省 略)
疾 第 ・ 1 9 6 8 号
平 成 3 0 年 1 2 月 2 7 日

公益社団法人 兵庫県看護協会長 様

兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課長

兵庫県小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱の一部改正について

平素は、本県の小児慢性特定疾病医療行政の推進にご理解、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

標記のことについて、「兵庫県小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱」を別添新旧対照表のとおり改め、平成 30 年 7 月 1 日から適用しておりますので、ご了知いただきますとともに、貴会員へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1 主な改正の趣旨

(1) 経過措置の終了

児童福祉法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 357 号）附則第 3 条に基づき、小児慢性特定疾病に係る自己負担上限額軽減等の経過的特例措置（以下、「経過措置」という。）が平成 29 年 12 月 31 日で終了した。

これに伴い、当県においても同日をもって、経過措置を終了した。

(2) 厚生労働大臣が定める者の一部改正

厚生労働大臣が定める者の一部改正が行われたことに伴い、当県においても小児慢性特定疾病重症患者認定基準を改正した。

兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課がん・難病対策班
電話 078-341-7711 (内線 3239)

